

令和5年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月7日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和5年9月7日(木) 午前9時01分
散 会 日 時	令和5年9月7日(木) 午後2時53分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 4 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 7 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	藤崎 秀也	財務部長	谷 広明
市長政策室副室長	沼上 勝	財務部副部長	鈴木 誠司
秘書課長	中山 浩一	財政課長	高田 史
総合政策課長	富田 真久	資産管理課長	秋元 宏康
(総務部)		税務課長	原口 佳之
総務部長	岩間 則夫	収税対策課長	野口 高志
総務部副部長	関根 正	資産管理課副参事	山岸 晃
総務部参事兼			
職員課長	戸ヶ崎 徹	会計管理者	関口 泰清
総務部参事兼		会計課長	沼上 早苗
やさしさ支援課長	小川 裕子	監査委員事務局長	田島 盛明
総務課長	小倉 英樹	監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
ICT 推進課長	中根 哲	吹上支所長	岡田 和弘
契約検査課長	中越 好康	川里支所長	山縣 一公
総務課副参事	遠藤 美穂		
職員課副参事	小林 健介		
		書 記	國島 清文
		書 記	星 圭也

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と茂利博之委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第77号の一般会計決算認定について、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

この方法でご異議ございませんか。

(竹田) 進め方については私は異議はないのですが、資料請求をお願いしたいと思ひまして挙手をしました。

(委員長) もう一度お願ひします。

(竹田) 進め方については異議はありません。ですので、委員長がおっしゃったとおりでいいと思うのですが、資料請求をお願いしたいと思ひまして挙手をしました。

(委員長) ただいま竹田委員より、議案第74号、77号についての資料請

求がありました。

請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

(財政課長) 議案第74号の資料請求につきましては、ご審議いただく前にご準備いたします。

以上です。

(竹田) 資料請求知っているの。

(資料請求していないんだらうの声あり)

(竹田) しているけれども、皆さんのところへ載っている。タブレットに。タブレットに載っていないよね。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時04分)



(開議 午前9時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田委員、資料の内容を教えてくださいのですね。よろしいでしょうか。

(竹田) すみません。事前に資料請求を委員長宛てにさせていただきました。

議案第74号では、一般会計の補正予算の中で今回交付税算入が確定していますので、基準財政需要額と基準財政収入額、それが最終的には財源不足額となると思いますので、その数字を資料として頂ければというふうに思います。その中で、分かれば結構なのですが、交付税の中には合併特例債の交付税分があります。その残った分がほかとして歳入されると思うのですが、合併特例債分がどのくらいあるかというのを資料でお示しただけであればというふうに思います。

それが議案第74号で、それから議案の77号です。時間外勤務については議会運営委員会の資料として各課ごとに出していただいています。それは年間の時間外勤務をした時間だけなのです。だから、1人当たり平均何時間、時間外勤務をしているかという各課ごとの1か月当たりの時

間外勤務の時間と、それから基本的には80時間、100時間というのは一つの数字になっていると思いますが、最長時間がどのくらいあるかというのを出していただければというふうに思います。

それから、44ページに土地売払収入があります。これは毎年資料請求をしていますが、土地売払収入の売った場所と金額と平米単価の面積をお出しいただきたいというふうに思います。

46ページですが、ふるさと寄附金で返礼品の内訳、収支決算、これは本会議場で他の議員が質問をしましたが、ちょっと書き切れなかったものですから、これは毎年政策総務常任委員会でも資料請求をしておりましたので、ふるさと寄附金の返礼品の内訳と収支決算と、あと企業版ふるさと寄附金もありますので、その中身も併せて資料を請求したいと思います。

委員長、お諮りをいただきたいと思います。

（委員長）ただいま竹田委員より、議案第74号、77号について資料請求がありました。

請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。ちょっとまた重なりますけれども。

（財政課長）議案第74号の資料請求につきましては、ご審議いただく前にご準備いたします。

以上です。

（総務部参事兼職員課長）議案第77号の資料請求いただきましたものにつきましては、前回の議会運営委員会の資料請求で提出させていただいたときと同じように、職員課の人事給与職員総合事務システムより算出したもので各個人ごとに出させていただきますと思っています。よろしくをお願いします。

（資産管理課長）議案第77号、土地売払収入につきましては、審議の前に提出いたします。よろしくをお願いします。

（総合政策課長）ご請求いただきました議案第77号のふるさと寄附金及び企業版ふるさと寄附金の資料につきましては、ご審議いただく前にご用意させていただきます。

以上です。

(委員長、ちょっと質問の声あり)

(金澤) 休憩してください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 0 分)



(開議 午前 9 時 1 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

それでは、執行部におかれましては資料の用意をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 6 分)



(開議 午前 9 時 2 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど私のほうで、審査の方法について、ご異議なしと認め、決定いたしますというのを抜かしてしまいました。失礼いたしました。

初めに、議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(田中) では最初に、6ページのふるさと納税業務委託の委託先とその金額の内訳みたいなやつをちょっと聞きたいのですけれども。

(総合政策課長) 今回の補正予算で提案しておりますふるさと納税業務委託の債務負担行為につきましては、令和6年度のふるさと納税業務を委託する事業者を今年度中に指名型プロポーザル方式により選定を行う

ものでございまして、現在の委託事業者を含めまして6者程度の指名を予定しております。ですので、現在の委託先というのはまだ決定しておりませんので、これから決定していくような形で予定しております。なお、債務負担行為に設定しました限度額1,232万円につきましては、事前に参考に3社から徴収いたしました見積書の金額を基に設定させていただいております。

以上でございます。

(田中) 一応、プロポーザルと言いましたっけ、6者を予定しているというだけで、今のところ候補も何も決まっていない、それか前年度とかの関係の業者が入るとかという仮定があるかどうか、その辺お聞きします。

(総合政策課長) プロポーザルの選定で指名いたします業者につきましては、現在選定中といたしますか、検討中とございまして、一応候補としましては、現在お願いしている業者さん以外に、あと近隣市で実績のある事業者ですとか、あと前回プロポーザルに参加いただいた業者を中心に選んでいきたいと考えております。

以上です。

(田中) それでは、次の質問に入ります。

13ページの個人住民税減収補填特別交付金の基準ということで聞いているのだけれども、これさっき地方特例交付金のところの説明にあった住宅取得控除額の分が補填されるというふうにちょっとこっちで勝手に解釈してしまったのだけれども、その辺の基準はどのようになっているのかをちょっと確認したいのですが。

(財政課長) 基準というところでお話をさせていただきます。個人住民税減収補填特別交付金ですが、所得税で控除し切れない住宅ローン減税を住民税から控除することにより地方公共団体の減収分を補填するため、当分の間措置されている交付金となっております。今年度につきましては、令和5年度5月末の状況を基に算出されまして、対象者として3,112人の方で、金額が1億3,803万5,000円となりまして、これに補正係数を乗じたものが今回の金額となっております。

以上です。

（田中）要するに確定申告が終わって、5月か6月ぐらいにその金額が確定されて、それを補填するというふうに解釈をすればよろしいでしょうか。

（財政課長）委員お見込みのとおりです。

以上です。

（田中）それでは、3点目の質問に入ります。

これ一応15ページということを書いてあるのですが、ほかのページにも載っているのですが、例の埼玉県都市ボートレース企業団の補助金200万円、これ毎年、今のところ確実に来て、今年も来るということなのですが、その目安というか、大体毎年来ているから、何に使うかなというのは大体おおよそ予定しているのではないかなと思ひまして、その使い道についてお聞きをします。

（財政課長）ボートレースに関する情報発信を目的とし、市主催の催事等に対して単年度のみ交付するものとされておりまして、本年度においても公共交通維持事業のコミュニティバスのラッピングに活用させていただこうと思っております。

以上です。

（田中）今使う予定というのは、大体今まで公共交通のラッピングというの前にも、去年と言ったけれども、その前にも同じようなのあったと思うのですけれども、大体その辺で決まってしまうのかなとは思いますが、これというのは何に使ってもいいということでもいいのですよね。公共交通に関するものに使うという規定はないわけですよね。

（財政課長）委員お見込みのとおり、公共交通だけに使うとかそういうものではなく、市の主催の事業であれば活用は可能かと思ひます。ただ、こちらボートレースに関する情報発信、ある意味もうPRを兼ねてというところがございますので、そういうところを兼ねさせていただく事業であれば、ほぼどのような事業でも問題ないかと考えております。

以上です。

（金澤）それでは、政策総務常任委員会、議案第74号、補正予算（第6

号)について何点か質疑をさせていただきますが、今回の質問については、補正ということで範囲もかなり狭いということで、多分ほかの委員さんと質問が重複するような形になるのですが、前説明したからいいではないというふうに言わないで、ご容赦していただいて、丁寧にひとつしていただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうは4項目させていただいておりますが、今田中委員からも、重複になると思うのですが、15ページですか、財政課のほうの埼玉県の都市ボートレース企業団補正が200万ということで、私も質問の中には使途は何に使ったのかという質問です。答えはラッピング活用ですよという形ではよろしいのかなというふうに感じるのですが、都市ボートレース企業団のほうでは前年度も6,000万か、その前も6,000万、その前5,000万という形で補助が入っています。この資金使途云々については、先ほどボートレースに関係するような催事云々に対して使用という形で資金使途というのは考えているのかなと思うのですが、5,000万、6,000万も同じような考えという形でいいのですか。

(財政課長)今年度ですと7,000万頂ける形のものになるかと思ひますけれども、こちらのほうに関しましては、教育の関係のほうの資金として充当させていただくような形でボートレース企業団のほうにも報告をさせていただいております。昨年度の話になってしまうのですけれども、昨年度充当とさせていただいておりますのは、外国語教育推進事業、緑の校庭推進事業、あとスクールバス運行事業というところで、教育関連のところに充当させていただいている形で取り扱わせていただいております。

以上です。

(金澤) そうしますと、都市ボートレースの運営状況によって寄附金とか金額は当然変わってくるということなのでしょうけれども、事前にこういうものに使いたいとかというものは向こうに話とかはしていない。要は鴻巣市にいただいて、こういうものに使いましたよと、結果報告だけという形になるのですか。

(財政課長) 今回の200万につきましては、事前に申請をさせていただ

ております。7,000万のほうにつきましては、事後の報告ということで、こういう形に使わせていただきましたという報告をさせていただいている形になっております。

以上です。

（金澤）次に、2番目の14ページ、市債のところなのです。ほかの委員さん等も質問があるというのですが、小学校施設改修事業債かな、あと公共財産管理事業債で、提案説明でメニューの変更があったというような説明がございました。先ほど多分説明いただいたと思うのですが、もう一度お話しをいただければと思います。

（財政課長）変更についてというところでお話をさせていただきます。まず、小学校施設改修事業に対する地方債について計上しております2,960万円の増額についてですけれども、こちら箕田小学校、松原小学校屋上防水等工事について、対象事業費が変更になったからと、増額になったからということではなくて、こちらにつきましては、当初予算計上時、起債メニューとしまして学校教育施設等整備事業債というもの、充当率75%のものを活用するというところで計上をしていたところですが、今年度はこちらの地方債が該当しないとの旨が県より連絡がありまして、再検討したところ、公共施設等総合管理計画の個別施設管理計画に位置づけられた公共施設であれば公共施設等適正管理事業債の長寿命化事業というところに該当するということが判明しまして、こちらのほうに起債メニューを変更したという流れになっております。令和5年度当初、地方債事業1億9,710万円に対しまして、充当率75%からの計算で地方債を1億4,770万円と計上しておりましたが、充当率が90%の計算に修正となりまして、地方債対象額が2,960万円に増額となり、補正後の地方債が最終的に1億7,730万円となる形で今回補正を上げさせていただいている状況になります。

以上です。

（金澤）そうしますと、市債の場合には教育委員会とかいろんな部署からこういうものがやりたいということで資金が必要ですよというお話が来ると思うのですが、財政課のほうでは当然、いろんな項目が国や県の

ほうはあると思うのです。当然充当率の高いやつをチョイスしてそれに当てはめるといふ形になると思うのですが、その辺の処理といふのは全部財務のほうでやるのですか。

（財政課長）こちら、学校の関係で補助金等ある場合はそちらのほうを活用するような流れで調整をさせていただくのですけれども、最終的に原課ですとどの地方債が使えるですとか、そういうところまでは分からないので、よくお話を聞きながら財政課のほうでどの地方債を充てるかは判断させていただいている流れになっております。

以上です。

（金澤）私の3番目のところで、14ページのところで、これ15、17と書いてあるけれども、14ページの財政調整基金繰入金についてちょっとお聞きさせていただきます。

当初は20億9,000万でしたよと。それが補正では19億8,000万マイナスになってという形で処理ができておりますけれども、繰入れ後の残高が1億1,000万というふうに減額になったのですが、この要因って先ほど説明していただいたと思うのですけれども、もう一回、すみませんが、お願いします。

（財政課長）今回の補正予算の財源としましては、前年度繰越金、普通交付税などがあり、各課からの要求のあった歳出と調整を行った結果、19億8,000万円の減額補正となったという状況になっております。

以上です。

（委員長）この財政基金の繰入金の残といふのは、当初の予算に対してどのくらい動くといふのは、ほかの全部数字を合算して幾らという形になるのですが、繰入金自体はこのぐらゐの動きが出るという想定はしておいていいのですか。

（財政課長）こちら予算を組む際、どうしても……鴻巣市の令和4年度当初予算を編成する際に、繰越金についてというところに関しましては、監査委員さんの意見書からも基準財政規模に対しての3%から5%の範囲が望ましいですよというふうなお話をいただきまして、当初予算算定時、本市の令和3年度標準財政規模を見ますと251億7,652万8,000円とい

うところで、こちらの3%に当たる約7億5,000万円を計上しております。今年度も7億5,000万を計上させていただいているところなのですが、実際決算において繰越金は大きくなるという最近の傾向があるところなのですが、当初予算から大きな金額を計上するというのは困難な状況になっておりますので、普通交付税につきましても国の地方財政対策によりそちらのほうを計上しているところから、過度に見込むことができない状況になっております。実際、財政調整基金にて調整をさせていただいておりますというのが歳入の流れになっております。決算としましては、繰越金、また普通交付税の調整から最終的に財政調整基金を今回も19億8,000万戻すような形になっておりますけれども、昨年も同様に戻すような形で繰入金はゼロになったという流れになっております。

以上です。

(金澤) 最後の質問です。

総務管理費の補助金の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億6,471万7,000円ということで、先ほど物価高云々等でいろんなものに使いましたという形なのですが、今までコロナ対策で本市の国庫補助金のいわゆる額というか、これ総額でどのぐらいになっているのかお示しいただけますか。本当はこういうの資料請求したほうがいいのだろうけれども、質問しています。

(総合政策課長)本交付金が創設されました令和2年度からの交付実績、決算額を申し上げますと、令和2年度については13億1,278万1,000円、令和3年度が6億5,772万2,000円、そして昨年度、令和4年度が10億4,865万4,000円ということで、昨年度まで交付が確定した額の合計と3年度からの合計といたしましては30億1,915万7,000円が交付されております。

以上です。

(金澤) ありがとうございます。約30億円が令和2年、3年、4年で交付されているということですのでございます。コロナ対策交付金ですから、当然これは国のほうから指示があつて、こういうものに使いなさいとい

う指示がある。それに基づいて使用して、結果報告も当然向こうに出しているのでしょうけれども、その対策費の中の鴻巣にとってプラスになるという解釈というかな、この辺は使えるのではないかとかというものがあると思うのです。せっかく30億円国から使っていいよと言っていて、コロナ対策としてこういうものに使いなさいという指示は来ている。ただ、指示は来ているけれども、この中で鴻巣市に対して、ほかの市とは、鴻巣市としてはこういうものを使ってプラスになるのではないか、市民が喜ぶのではないか、そういうものの選択というのは、これは部課長連か何かのあれで決めているのですか。

（総合政策課長）国のこの臨時交付金の使い道につきましては、国からの限度額が示され次第、全庁的に各課から事業提案を募っておりまして、それらを総合政策課を中心に、より市民の皆さん、事業者の皆さんのためになる事業について検討を行っております。これまでの交付金の傾向としましては、令和2年度から3年度にかけてはコロナ感染対策というのがやはり喫緊の課題でありましたので、そちらの対策を中心に使ってまいりましたが、令和3年度から4年度、そして今年度、5年度にかけてはだんだん、コロナ禍で苦しむ方の生活者支援ですとか、また今ですと物価高騰ですとか、そうした形にシフトしてきておりまして、そちらにつきましては、検討に当たっては、市民の皆さんにできるだけ行き渡るように、また対象が偏らないように、そういったところも過去の使い道とかも踏まえまして検討を行っております。

以上でございます。

（金澤）それがお聞きしたかったのです。要はこの資金を使うに当たって市民に執行部のほうがこういう提案した。それに対してのニーズで反響がありますよね。そういう反響をやっぱり今後蓄積しておいて、またこういう交付金が出ればそれに対応するでしょうし、出ないとしても来年度予算云々の中である程度そういうものをかみ砕いた形で施策をしていくべきというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

（総合政策課長）現状といたしましては、国から示されております限度額を、今回ご提案しております補正予算の事業費をご承認いただいたと

仮定しますと、現在のところでは国から示されている交付限度額を使い切る予定でおるのですけれども、今後また追加で限度額が示される可能性がございますので、示されたときに速やかに対応できるように、そういったことも想定しながら市民の皆さんのニーズ等を、どんな事業が効果的かというのは常に検討して、念頭に置いておきたいと考えております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時58分)



(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、先ほどの普通交付税の算定の内容を出していただきました13ページのところに伴うものですが、72億7,729万8,000円というのが財政のほうから出た資料ですが、この補正のほうでは74億7,729万8,000円になっているのです。この数字の違いは何なのかをお尋ねします。

(財政課長) こちらの委員のお話しの12ページのところですか、ちょうど74億7,729万8,000円ということで、先ほどお渡しした資料の関係ですと72億7,729万8,000円ということで、この2億の差は何ですかというふうなお話になるかと思えますけれども、当初予算では2億という特別交付税の分をこちら同じ枠の中で持っておりますので、その分が足されますと74億7,700というところで数字が合ってまいりますので、その分が加算されている形になっております。

以上です。

(竹田) 分かりました。了解しました。

続いて、次の13ページのところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、確定に伴うということでしたが、この間ずっと補正で幾つか出てきたものが全て確定ということの理解でいいのかどうか、ちょっと確認をしたいと思えます。

(総合政策課長) 今回の補正予算で上げさせていただいておりますこれらの交付金の4億6,471万7,000円につきましては、内容といたしまして

は、今年の3月の議会で出しました、地方交付税で対応いたしましたこのす空・花クーポン券事業と、あと6月議会の5号補正で対応いたしました市内外の小中学校に通う児童生徒の学校給食費の負担軽減に係る8つの事業、合わせて9事業につきまして交付決定をいただいたものでありまして、今回、9月議会でご提案しております事業につきましては、今月末を予定しております第2回目の申請分ということで、交付決定はまた11月頃を予定しております。

以上です。

(竹田) ということは、財政調整基金などから調整をしながらやっているということですが、実際にこれから申請しようと思っている金額というのはどのくらいになるのか。とりわけ地方創生臨時交付金の運用については、政府が最初決めたときよりも、うんと対応が広がっていますよね。そういう点から含めると、幾らこれから申請しようと思っているのか、その数字をお聞かせいただきたいと思います。

(総合政策課長) 今後の先ほど申し上げました第2回目の申請で予定しております金額が、今回補正予算でご提案していただいている事業になりますが、総額で9,096万2,000円分を予定しております。1回目の申請分の推奨メニューとされます幅広く使える部分といたしまして2億3,994万7,000円、今回交付決定いただいた分になりますが、こちらと合わせまして、今のところの交付金を活用しての事業費といたしましては3億3,090万9,000円を予定しております。

以上になります。

(竹田) そういう点からいうと、15ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対策基金というのも鴻巣は基金で積み立ててはありますが、決算のときからまた変更が今回の中であると思うのですが、補正後の感染症対策基金の残高をお答えいただきたいと思います。

(総合政策課長) 今回の6号補正予算が成立いたしますと、残高の見込みといたしましては約1億2,300万円を見込んでおります。

以上でございます。

(竹田) あわせて、財政調整基金がマイナスになりました。15ページの

ところですね。鴻巣市は、いわゆるいろんな基金、15種類かな、一般会計では15種類の基金があって、約102億円ということでは、予算規模が昨年度の決算で約440億円で、そのうち基金残高が100億円というのは結構財政に余裕があるのかなというふうに私はちょっと考えているのですが、今回の約19億8,000万円を減額補正しますよね。この補正の時点での財政調整基金の残高をお聞かせいただきたいと思います。

(財政課長) 今回の補正予算を承認いただいた場合、令和5年度末の残高につきましては約32億9,800万円を見込んでおります。

以上です。

(竹田) ということは、32億円があるということは、財政の運営上のやり方としても、途中なのですけれども、余裕があるというふうな解釈なのか。今後どうなるか分かりませんが、どのようにこれは評価されておられるのでしょうか。財政当局にお聞きします。

(財政課長) 財政調整基金についてですが、地方公共団体における計画的な財政運営や年度間の財源調整を行うためのものであり、本市においては、基金残高の目安として、当初予算編成後に標準財政規模ですと約5%程度、約12億円以上を維持することが必要となってまいります。これまで起きた各種災害等に対応できたことから、この考え方を維持しつつ、予期せぬ緊急的な財政出動にも対応できるように備えている状況がございます。また、昨年度の当初予算編成時に14億の繰入れを、今年度ですけれども、14億の繰入れを実施しているということを考えますと、令和5年度末の残高見込みが34億9,800万円となる予定ですが、令和6年度の当初予算編成についても厳しい状況になると考えております。

以上です。

(竹田) 分かりました。今後のことなので、どうなるか分かりませんが、国税についても、こんなに物価が高騰だけれども、コロナの影響もあるけれども、税収が増えていますという報告がされているのです。そういう点からいうと、私は、今の時点で約32億円、決算ベースでも34億円、先ほどの望ましいという点では12億円というのは、逆に言えば住民ニーズにこれからうんと応えていく必要もあると思いますし、応えられ

る財政運営かなというふうにちょっと思うものですが、私の見解についてはどのようにお考えかだけお聞かせいただきたいと思います。

（財政課長） 実際、財政調整基金、鴻巣市32億、今年度ですと34億からというところで残ってきています状況はありますけれども、やはり今後本当に、今日、明日ですか、台風も来ますし、いつ地震が起こるか分からない状況もございます。これから災害にも備えていかななくてはならないことを考えますと、今ある34億というところではやはり、財政当局としますと、まだまだ少ないのかなと。これが深谷市のように100億からあるということであればもっと住民にサービスを充実する必要はあるかと思えますけれども、鴻巣市ではもう少し財政調整基金をためさせていただきたいというところは財政当局ではある状況です。

以上です。

（竹田） 分かりました。本当に住民のニーズに応じていくというのが私どもの役割ですし、行政の皆さんの役割だというふうに思います。

では、先ほど17ページで公有財産管理事業債です。先ほどEV車の話もあったと思うのですが、ちょっと私の聞き間違いなのかどうか、そのところを再度ちょっと、申し訳ない、確認をしたいと思います。

（財政課長） 公有財産管理事業に対する地方債に対して計上しております150万円の追加についてですが、こちら公用車に係るEV車、電気自動車の購入に対しての起債となります。起債メニューに交付税算入が見込まれます脱炭素化推進事業債が追加されまして、公用車に係る電気自動車の購入が対象となることが今年度判明しました。こちらは、地球温暖化対策の推進に係る法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行われる脱炭素化のための事業が対象となるということですので、今回対象経費としましては、公用車に係る電気自動車の購入費に対して、落札額の214万4,000円に対しまして、今後対象になるであろう電気自動車購入の補助分を差し引いた購入経費分約169万5,000円に充当率90%を掛けさせていただきまして、150万というところを見込んで計上しております。

以上です。

(竹田) よく調査していただいて、E V 車も積極的に活用していただくようにしたいと思うのですけれども、E V 車は実際にどのくらい活用されているのか、その状況などについてはつかんでおられるのでしょうか。

(資産管理課長) 現在、E V 車は全部で5台になっています。以上です。

(竹田) それで、もう1台購入すれば6台になるわけですね。そうした場合に、積極的に活用していただくということがあれなのですけれども、持っているだけではなくて各担当課に配分をして、例えば環境課ならここを使ってねとかというふうなものと併せて、担当課だけではなく、充電する時間もあるのでしょうかけれども、どのように、フル活動しているのかどうかということが私の眼目なものですから、お聞きしているのですが、その活用状況がどうなのかをお聞きします。

(資産管理課長) 実際に今、車のE V 車に関しては4台が、1台は昨日納車になりました。ほかの4台につきましては、3台がうちの資産管理課のほうで、皆さんで共有するという形にしています。共有の中でも、システムの中で予約制にしておりますので、車自体は非常に利用が多いことから、そんなに動いていないということはないと思います。具体的にどのくらい使われているかという数字はちょっと示すことはできないのですけれども、車が空いていないとかそういう状況がありますので、利用に関してはかなりされていると思います。

以上です。

(竹田) 分かりました。ということは、公有財産として、今年E V 車について国からの補助もあって、90%の補充率もあるということでは、今後の公有財産としてのE V 車の購入予定というのはどこがどのように責任を持って立てていくのか、今後の予定などもありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(資産管理課長) 今の時点で具体的に、では何年にE V 車を何台買っていくという予定は特段定めてはおりません。公用車の買換え時期として、目安として13年または10万キロ、こちらを目安に買換えを検討するというような形になっていますので、そういった廃車を迎えるような車が来

たときに、EVにしていくのか、ハイブリッド車にしていくのか、ガソリン車にしてしまうのか、その辺についてはその都度考えていこうかなと思います。

(竹田) 続いて、17ページの障がい者支援センター改修事業債と総合福祉センター改修事業債ということで同じ総合福祉センターの内部なのですけれども、この改修事業債をあえて分けた理由というのは何ゆえなのかを伺います。

(財政課長) 障がい者施設改修事業債のほうは、こちら1,440万円の追加というところでさせていただいているのですけれども、こちらはあしたば第一作業所の老朽化設備の不具合と川里ポプラ館の利用率減少に早急に対処するために2施設を統合するというところで、総合福祉センターに移転する形のものに対して起債をするものになっております。こちら公共施設等適正管理事業債の集約化・複合化事業というところが県へ確認したところ対象になるということで、こちらを起債をさせていただく形にさせていただいております。また、総合福祉センターの改修管理事業に関しましては、こちら2,130万円を追加させていただいているところですけれども、こちらは総合福祉センターの照明をLED化することに対しての起債となりまして、起債メニューに交付税が見込まれます。先ほどもちょっとお話しさせていただきました脱炭素化推進事業債というのが追加されて、こちらも県へ確認したところ対象というところがございます。先ほどもお話しした地球温暖化対策推進に関する法律の下の地方公共団体実施計画に基づいて行われる脱炭素化のための事業というところに当てはまりますので、こちらのほうを活用させていただくというふうな運びになりました。ただ、こちら障がい者施設改修事業債はあくまでも2つを1つにするという起債対象でして、LED化はまた脱炭素化というところで事業内容が若干分かれるところがありましたので、今回分けさせていただきました。であれば障がい者施設のほうにLEDを入れてもいいのではないかというふうなお話もちろんなるのですけれども、そこは一応元の総合福祉センターというところで一体のものなので、照明についてはそちらのほうで一体的にやらせていただくという

ころで今回、委員さんもおっしゃるのも分かるのですけれども、分けさせていただきますというふうなところがございます。

以上です。

（竹田）分かりました。

総合福祉センターは、脱炭素化の照明器具とか、あとオストメイトとか、そういうのも含めてあると思うのですけれども、オストメイトトイレの部分というのは起債の対象にはなっているのでしょうか。

（財政課長）オストメイトの部分に関しては、こちら脱炭素化の部分からは除いております。対象にならないということなので。あくまでもLED化の部分だけになっております。

以上です。

（竹田）ということは、事業を行っていく上では、最初に総合福祉センターのLED化をしたほうが工事としたらシンプルですよ。その後に障がい福祉センターのほうの工事に取りかかるという、手順としてはそういうことなのではないでしょうか。県に申請する場合に、施設が違うけれども、脱炭素化も含んだものでオーケーになるのかどうかもちょっと懸念されるので、その点は大丈夫なのかどうか、ちょっと最後に伺っておきます。

（財政課長）こちらに関しましては、工区を完全に内容として分けられますので、そこに関しては特に県は何か言ってくるような部分はないかと思えます。

以上です。

（中西）7ページ、第4表、地方債補正、小学校施設改修事業の起債メニューの変更について、その理由をお聞きしようかと思っていたのですけれども、ほかの委員の質問でありましたので、それはやめておきまして、その中で利率について、5%以内とされていますが、実際の利率について何%かお聞かせいただきたいと思えます。

（財政課長）令和4年度の実績で申し上げます。ただ、令和4年度といましても実際に借入れしたのは令和5年の5月というふうな状況ですけれども、申し上げます。一番高い利率ですと、借入れ期間15年で、固定利率元利均等で0.443%、一番低い利率ですと、借入れ期間10年で、固

定利率元利均等で0.216%にて借入れをしております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)



(開議 午前10時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま資料請求ありましたものをお配りいたしました。ご確認ください。よろしくお願ひします。

引き続き、また改めまして、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決

算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 17 分)

(開議 午前 11 時 29 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 49 分)

(開議 午後 零時 57 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。

(茂利) 44ページの資産管理課の土地売却収入について、通告で詳細をお聞きしようと思ったのですが、あの朝資料出ましたので、一覧表を見させていただきながら、ここに載っかっている以外でまだ出しているところはあるのでしょうか。

(資産管理課長) 今の時点ですと、売りに出ているものという、広田の区画整理区域内、こちらが随時公売となっていますので、お申込みいただければ5区画販売は可能かと思っています。
以上です。

(茂利) 土地の中で早く売れる土地とか、遅くなってしまう土地とかというのをございますでしょうか。いろいろ差が。

(資産管理課長) 広田の区画整理区域内に関しては、公売をかけたところ応札がないというような状況ですので、今後随時契約という形になるのですが、それなりのいい土地がもし出れば、それはすぐ出るかと思っています。

以上です。

（茂利）過去に遡って、近年の推移というものを教えていただければ。

（資産管理課長）令和3年度は、払下げと公売を合わせた形なのですが、14件ありました。令和2年度は19件ありました。

以上です。

（茂利）今後計画的に目標を定めながら売っていくという予定はあるのでしょうか。

（資産管理課長）今の時点で計画的に何か売るとか、そういったものは特段ないのですけれども、昨年度、人形町の昔の市営住宅の跡地を公売にかけてたところ、ちょっと応札がなかったのですけれども、また公売にかけてみようかなというふうに考えています。それ以外については、今のところ予定はありません。

（田中）一応通告してありますので、質問させていただきます。

まず、20ページなのですけれども、これ先ほど前回の74号の補正予算のほうでちょっと一応聞いた答えはあるのですが……失礼しました。どこって言わなかったよね。20ページの……

（言ったよの声あり）

（田中）言った。個人住民税減収補填特別交付金、これについて補正のほうにもあったので、聞いて、一応内容は答弁はいただいたのですけれども、同じように考えればいいのかというのと、これは予算の……歳入か。ごめんなさい。向こうは、補正のほうは5月あたりでの確定してからのお金と言ったかな。これはその確定する前の歳入として金額を入れているのかというのだけ一応確認をさせていただきます。

（財政課長）内容的には、先ほど補正した流れと、内容と基準的には同じところがございます。こちらは4年度決算の関係ですので、令和4年度5月末の状況を基に算出されまして、対象人数はこのときは3,127人で、金額が1億4,245万9,000円となって、こちらに補正係数を掛けたものが、令和4年度として金額としますと1億4,906万9,000円というところの金額を歳入したところになっております。こちらの交付日というところは、令和4年度は4月4日と9月2日に歳入しております。毎年こ

ちら4月に概算交付ということで交付された後、確定のを合わせまして9月に入ってくるような形になっております。ちなみに、今年度、令和5年度分も歳入しておりまして、9月4日に入ってきているような流れになっております。

以上です。

(田中) それでは、一応先ほどの質問してありますので、次のところに移らせていただきます。

22ページ、電子サイン設置使用料、これも何か説明の中で本庁舎と新館のところにあるという話であったのですけれども、具体的にここだというのがちょっとイメージが湧かなかったのですけれども、このものだという電子サインをお願いします。

(資産管理課長) 設置場所ということ……

(田中) はい。

(資産管理課長) 設置場所は、新館の場合ですと、1階のメインの入り口を入った左側に立っているというか、設置されております。市内の地図が描いてある掲示板があると思うのですけれども、それがこの電子サインという形になっています。それと、本庁舎もメインの入り口を入れていただくと何席か座れるように椅子が置いてあると思うのですけれども、その正面に鴻巣市のインフォメーションとかというようなことが書いてあると思うのですけれども、そちらに設置されているものがこの電子サインの2台ということになります。

(田中) この要するに金額、これ1,000円が入るのですよね。だから、1億3,341万9,000円。桁が違う。1,000円は入らない。

(13万の声あり)

(田中) 失礼しました。13万3,419円で納得です。1桁どころか3桁違ったら高いなと思ったので。すみません。失礼しました。

それでは、次に移らせていただきます。36ページのやさしき支援課の800万なのですけれども、結婚新生活支援事業費補助金800万円なのですけれども、これってその支援金の1人当たりの金額というのがあって、合計金額が800万というふうに考えればいいのでしょうか。その限度額と

かについてお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）こちらの補助金に関しましては、結婚新生活支援補助金を申請、交付された額に応じてですので、1人当たりの金額というのを換算するに当たりましては、要するに1人当たりというのは様々にはなるのですけれども、平均を捉えますと、歳入で見ますと申請、交付された方が43世帯ございましたので、その43世帯に対しまして県の補助金が800万円交付されましたので、1世帯当たりの平均で考えますと18万6,000円となります。実際には、交付額が違いますので、ばらつきはございますが、平均で捉えますと18万6,000円となります。以上です。

（田中）次に移らせていただきます。

42ページです。個人県民税徴収事務取扱費委託金なのですけれども、この委託金というのは、県民税だったよね、どういう基準で入ってくるのかという、もらえる基準というのをちょっと教えていただきたいのですが。お願いします。

（財務部副部長兼収税対策課長）個人県民税徴収事務取扱費委託金はどういう基準でいただけるかということについてお答えします。個人県民税の賦課徴収に要する経費を補償するために、納税義務者数と県税の払込金額によって決定されます。支払いは、年中2回に分割して行われ、1回目は4月から9月までの期間の実績に応じて算定した半期分の概算額が11月中に支払われます。2回目は、4月から翌年3月までの期間の実績に応じ算定した確定額から1回目の概算額を差し引いた精算額が翌年の5月に支払われるものでございます。以上です。

（田中）パーセンテージとしてはどの程度なのでしょうか。

（財務部副部長兼収税対策課長）パーセンテージ等は計算の根拠にはなっておりませんので、一番大きな要因としましては納税義務者数が、これが支給の根拠となるものでございます。参考までに、令和4年度の4月報告分の納税義務者数につきましては6万2,174人、令和4年10月報告分につきましては6万2,577人。令和3年度、対前年比と比べますと、4月

報告分に関しましては222人の減、10月報告分につきましては479人の増となっております。

以上でございます。

(田中) 次に行かせていただきます。

44ページ、水面貸付料、これまたさっき説明をもらってしまったので聞きづらいのですけれども、一応。例の川里の鴻巣カントリーの池の貸付料と言ったかな。それ以外にはないでしょうか。

(資産管理課長) ここの歳入は、鴻巣カントリークラブのみの収入となっております。

(田中) 次に行きます。

44ページのところ2つ書いてあるのだけれども、財政調整基金利子、あと合併振興基金利子なのですけれども、これちょっと銀行とか預け入れのときの金利が微妙に違うと思うのですけれども、当然会計課がやっているのですから有利な条件で預け入れしていると思うのですけれども、参考までにどの程度の金利で入れているかお聞きします。

(会計課長) 基金につきましては、財政調整基金をはじめ17基金を一括で管理し、債券と定期預金で運用をしております。ご質問の金利についてなのですが、令和4年度に運用した定期預金での利率につきましては、預金額や預け入れの期間によって違いがありますが、0.002%から0.004%となっております。また、保有しています債券の利率につきましては、年限等によって差がありますが、0.3%から1.327%となっております。

以上です。

(田中) 今金利をお聞かせいただいたのですけれども、今大体0.001が一般の人と考えれば、行政としてはいいところに入れているのではないかなというふうには思われます。ただ、よそのところのを1回見たことがあるのですけれども、農協関係だったかと思うのですけれども、すごくいい金利で預けていたところがあったのです。行政には関わるどころだけれども、別のところなののですけれども、そういうのも一応念頭に入れておけばなというふうに私は考えるのですけれども、今債券に当たって

もまあまあの利率で預けているから、このまま進めていただければいいのかなというふうに思われます。

それでは、次の質問をさせていただきます。先ほども質問あったのですが、同じ44ページの土地売却収入なのですからけれども、これ先ほど資料も頂いて、前任者が質問していますが、これについて、この表から、私は前回もこの政策総務にいたので、ちょっと言いたいことがあると言ったら怒られてしまうのですけれども、ちょっと質問で、14か所の金額が出ているのです。それで、今もうここに資産税課、資産税課長でしたっけ。資産税課長ではなくて、ごめんなさい、担当者替わっているのです、答えづらいかも分からないのですが、前任の担当者のときに結構いろいろな質問が出て、いろいろな意見があったので、それについて、ここに残っているのは竹田委員と私、2人が残っているのです、ちょっと引き続きこれ質問、答え出されてしまっているのです、ちょっと質問で、14番なのですからけれども、富士見町の3026番の1、今販売しているのですけれども、これについてちょっといろいろお聞きしたい部分があるのですが、前回あれ一括で保育所を、要するに民間2社だといったかな、入札して売ったときに、金額が非常に安かったのです。理由を聞いたならば、アスベストが入っていたと。建物を解体するのだということで、すごく安かったのを覚えているのです。今ちょうど販売していますので、参考までに。値段は貼っていないのです。多分個人的な交渉か何かで、今区画をまず最初に3つに割って、3つを2つに割っているから、多分6区画ぐらいで売り出して、土地を売って、多分建築条件ではなかったと思うので、金額がすごく分かりやすいと思うのですけれども、多分市役所が売った額の倍以上で売っているのではないかなと思われるのです。その辺で一応、その解体のとき、今ちょっと私が言った解体、アスベストが入っていて、工事に、要するに解体料があるからその分減額したということなのですけれども、昨日あたりもニュースでどこかでやっていた。解体が途中で止まってしまっているやつが、今日の朝だったか、昨日やっていたのですけれども、業者が外人、業者というか、作業員が外人だったのです。前任者のときも私は写真見せたのだけれども、ちゃんとやっ

ているのだけれども、一応売り渡したもので、あまりとやかくは言えないような話だったのです。そのニュースの話ではないけれども、外人さんは上手ですから、都合悪くなると私分かりませんと言って、結構周りのうちから苦情はあったのです。ただ、分かりませんと言っているうちにどんどん、どんどん、がらがら、がらがら壊してしまっていて、そのアスベスト対策をやっているのだから、やっていないのだから分からないような工事であったと思われます。これご近所の方に聞いてもらえば分かると思うのですけれども。役所としては、そういうのをやってくれるものかと思ってすごく安く下げて売ったのだけれども、実際にやっている解体は非常にいいかげんだったように思われます。販売価格は通常と同じように売っているということは、業者はすごく利益が上がったかなというふうに思われるのです。だから、それほど行政なめられている部分があるのではないかなというふうに思われるので、以後よく気をつけていただきたいということなので、その辺の前任者から、担当者から引継ぎというものはされているのかどうかちょっとお聞きします。

（資産管理課長）資産管理課のほうにも販売したということで市民からの苦情があったという話は聞いております。それで、やはりアスベストの処分というところを近所の方も心配していたということも聞いているのですけれども、今回レベル3ということなので、飛散性についてはそれほど高くはないぐらいだったのかなというふうには思っています。ただ、手壊し作業とか、そういったのは義務になってきますので、そういったものがちゃんとされているかどうか、今後の売却をするときに当たってはそういったところも注視しながら販売をしていかなければいけないのかなというふうには思います。

（田中）今ちゃんとした答弁をいただいているのですが、あとは金額に関してもちょっと、ちゃんと処分をやれば、作業すればかかるのかも分からないのだけれども、見届けるなり、少しちゃんとした、要するに自分の持ち物だと思ってある程度高く売れるように考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

（資産管理課長）承知いたしました。

(田中) 54ページです。すみません、会計課に関して質問をします。
2個一遍でいいのですけれども、収入証紙の売りさばき収入というのは、まず取りあえずは売上げかということ。次のところも似ているので、売りさばき手数料というのも入っているのですけれども、これって両方も市の本庁舎の会計またはあと川里、吹上が入っているのかと、あと駅前は今パスポートセンターまだやっていますよね。あそこでの売上げ等手数料が全部入っているのかということをお聞きします。

(会計課長) 売りさばき収入についてなのですが、会計課の分につきましては会計課の窓口と吹上支所、川里支所の窓口での販売の売上げ分になります。また、手数料につきましても、会計課のほうで県のほうから購入した際に購入額の3.3%を手数料としていただいております。その分になります。パスポートセンターの分につきましては、売りさばき収入、それと手数料につきましても、それぞれ市民課のところの収入で受入れをしております。

以上です。

(田中) 関連で悪いのですけれども、郵便切手類に関しても同じような形式を取っているのでしょうか。

(会計課長) 郵便切手につきましても、会計課のほうの窓口のほうで販売しているものになります。パスポートセンターのほうでは、パスポートに係る分の収入印紙ですか、そちらのほうは取扱いをしております。
以上です。

(田中) 取りあえず別々で手数料、売りさばき売上げ等を計上してというふうに考えればよろしいわけですね。

それでは、最後の質問をさせて……

(何事か声あり)

(田中) すみません。56ページ、自動車証明写真装置支払金、これって当然あそこの自動で撮る写真のところのだと思うのですけれども、この金額は載っているのですけれども、600円、700円、800円、いい男に写るやつだったら1,000円とかって多分あったと思うのですけれども、その辺の利用の数が載っていないので、その辺をお聞きしたいのですけれども。

(資産管理課長) この収入に関しては、売上げの25%を市のほうに払ってもらおうということが契約の条件となっておりました。なので、利用の枚数についてはちょっと分かりません。一応この収入の4倍が売上げということになってきて、約114万円になるのですけれども、先ほど委員がおっしゃられたとおりいろんなモードがあって、800円から1,000円の設定までであると。一番安い800円でこの140万円を割ってみると、年間1,400人ちょっとの方が使っているのかなというふうには推測されます。以上です。

(田中) 時間もないので、次のページです。64ページの災害支援体制整備事業債の、これの一応どのように計算をしてこれを組んでいるのかということですか。

(財政課長)こちら災害支援体制整備事業債2億3,570万円の借入れの関係ですけれども、こちら総合体育館空調整備導入工事と工事管理委託料、合わせまして2億3,579万6,000円というところが費用としてかかっておりまして、これに対して起債をさせていただいたような形です。詳細のメニューとしましては、緊急防災・減災事業債を活用させていただいております。

以上です。

(金澤) それでは、議案第77号、令和4年度一般会計決算認定について質疑をさせていただきます。通告をさせていただいているので、内容的に分からないものはあるかもしれませんが、一応その順番に質問させていただきます。

まず、7ページの22番、諸収入の中の雑入でございます。収入済額が7億2,362万円というふうに決算出ています。これは各項目で各課の項目等がここに、雑入ですから、入っていると思うのですが、その雑入に計上する内容というのはどういうものがあるのか、ちょっと質問なのです。ほかの項目に入らないものは全部この雑入に入れるという形に解釈しているのか、その辺は本市の場合はどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたい。

(財政課長) 諸収入、この雑入の部分ですけれども、1款市税から21款

繰越金、また23款地方債の歳入に性質上区分された以外の収入を計上する科目となっております。また、この中でも雑入におきましては歳入科目の区分に該当しないものの全ての収入金を計上することになります。22款諸収入、6項雑入、4目雑入についてですが、鴻巣市では1節徴収金、2節証紙等売りさばき収入、3節証紙等売りさばき手数料までは比較的金額の多額になるもの、また特に区分する必要があると思われるものを節に区分し、計上しておりますが、ほかは雑入として計上しておりますが、4節の雑入においても説明書をつけて分かりやすくしている状況です。

以上です。

(金澤) 今ご説明いただきました。でも、決算額が7億円を超えているというので、ちょっと数字的に大きいのではないかなと、もうちょっとほかの項目に入れられるのではないかなというふうには思うのですが、今の決算状況では難しいという状況ですか。

(財政課長) 中身をそれぞれ見ますと、やはりここに関してはほかの部分に繰り入れるところが難しいかなと思われるものを雑入のほうに計上させていただいているような形になっておりますので、今の状況が目いっぱいであるかなと考えております。

以上です。

(金澤) その脇に不納欠損額がありますよね。この雑損項目で損失計上。これ損失計上すべきではないかと思うのだけれども、不納欠損額というのはもうこういう形で公会計上は出せという形になってしまっているのですか。

(財政課長) 今回認定いただく決算書においては、単式簿記のため不納欠損額と表記される形だけになってしまいましたが、複式簿記の令和4年度財務諸表、貸借対照表、これから作成していく形のものになりますけれども、そちらにおいては長期延滞債権等徴収不能引当金で相殺する形で処理をさせていただく形になります。

以上です。

(金澤) 確かに今の決算状況はそうですけれども、これから公会計が導

入されていくと当然欠損云々も出てくるということなので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、44ページへ入ります。44ページの財政収入のところでは、18款。当初予算が5,464万8,000円、これが決算ですと1億3,014万4,000円ということで、補正でやっても7億5,496万円か、増額していますよね、金額。7,042万円か。増額しているのですけれども、その中で利子及び配当と財産売払収入について質問させていただきます。利子及び配当金、これが予算ですと1,657万6,000円に対して決算が2,135万4,000円という増加で、増えているのです。中身的には、利子補給ですから、基金等の運用云々だと思うのですが、この主な増加要因というのは何なのかをお聞かせください。

（会計課長）当初予算額と決算額の差額につきましては、少額ではあります。テレビ埼玉株主配当金、また本委員会に付託された案件ではありませんが、エルミこうのす株主配当金を当初予算に計上せずに決算での対応としていることが増加の主な要因となっております。

（金澤）そうすると、会計課の基金の運用の利子云々ではなくて、株主配当金のほうで変わったという解釈でいいのですね。分かりました。次に、44ページの財産売払収入についてでございます。ここも前任者等からいろいろ質問出ていますけれども、当然予算の乖離があるわけです。1,404万5,000円から7,812万4,000円ということで増えていますよね。増加要因、これは財産の売払収入、不動産売却と私は解釈しているのですけれども、その不動産売却云々というの、先ほど資料も頂きました。だけれども、当初予算にこの辺というの組み込めないのですか。その辺をお聞きしたい。

（資産管理課長）予算をつくる時に、今回、令和4年度の決算なので、平成30年から令和2年の過去3年間、これの赤道などの払い下げた分の平均額、これを参考に想定した計上をしています。あと、公売等もあるので、公売の場合売れる保証がないといったことから歳入には計上していないということから乖離してしまっているというものです。

(金澤) すると、赤道等のほうの処分というのはある程度数字は出るけれども、ほかのものについてはなかなか計上しづらいという形なのですね。今後において未利用地の処分、これを財産の売払いにどのように考えているかと。いわゆる公共施設等総合管理計画の中の個別補償と、個別計画も入っていますよね。そうすると、その中である程度個別的な施設云々も含めた形で処分云々というのもある程度分かってくるのかなというふうに考えると、今後の財産売払いというのは計画性を持って推進することができるのか、いや、それは無理ですよと、突発的に何かが起こったらその都度、その都度解決していくのですよと、その辺のお考えはどうか。

(資産管理課長) 売払いについては、明確な計画というか、何年にこれを売っていかうとか、そういった計画は特段設けていません。今の時点で売り払えるものというのと、やはり先ほど茂利委員にも話したとおり、人形町の第一団地、こちら昨年度の入札で応募がなかったことから、今年度もまたかけてみてもいいのかなというふうに考えています。そのほか広田の区画整理区域内、これが随時公売になっていますので、この辺の応募があれば売却は可能かなというふうに考えているのですけれども、それ以外の土地についてはなかなか、自分のほうも普通財産の地図等に落ちているものを見ると、売却できそうなものが既にもう売却されてしまっているというような状況ですので、また今後何か廃止したりとか、そういったもので出てくればそういったものを売れるのかなというふうには考えています。

以上です。

(金澤) 先ほど前任者がこの4年度の売払いで資料を頂きました。これの14番に富士見町のがありました。解体云々と金額が、差額が出ているというような形だったのですが、この物件というのは、今推進している包括施設等の管理委託業者、118施設入っているわけですよね。この中にこれは入っていたのですか。

(資産管理課長) 入っていました。

(金澤) 入っているのであれば、先ほど前任者もおっしゃったように、

ほかの近隣の住民の方からもいろんなクレームが出ている云々、そうした場合に、行政の場合は、売却をしてしまったのだから、もうその時点で向こうの業者とはエンドだよというところだけれども、委託業者に依頼をして、その後のフォローというのは可能なのではないかなと思うのです。そうすれば、解体がうるさいとか、アスベストがどうのこうの、そういう問題というのは、行政が入り込むとなかなか難しいですけれども、包括委託業者が入っていくことであればそんな支障はないかなというふうに思うのですが、その辺のお考えはどうですか。

（資産管理課長）既に売却してしまったとなると、やはり所有は市のものでなくなるので、それを包括の管理をやっている業者に任せるとするのはちょっと、委託として組むのもどうかなと思いますので、ちょっとそこは難しいのかなというふうには考えています。

（金澤）いや、今のご答弁でもちろんいいのだと思います。そういうふうに出てくると思う。ただ、市が所有したものを一般のほうに売却してしまって、あとは売却してしまったから市のほうは全然もう関係ないよ、ノータッチだよと、それはそれでどうなのかなというところがあるわけです。それをフォローするのは行政では難しいのです。もう売ってしまっているのだから。では、どこかの機関がそういうものをフォローできるような形に今後できるようにしておいたほうがいいのかなど。その辺のこと、今後の課題になるとは思いますが、委託業者との調整、そういうのも当然必要ですけれども、何か公共施設、土地、建物を売却してしまったら、あとはもう行政関係ないのだと、お金が入ってしまえばもう関係ないのだ、あとはもう任せた業者が全部やるのだといったときに、その業者云々に対してのチェック機能というのをやっていかないと、業者さんにその責任を周りの人は言うのではなくて、行政が処分したからだというふうになってしまうわけなのです。だから、その辺は今後考えていかなくてはいけないのかなというところで、ぜひ調査研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

（資産管理課長）建物を解体したときにいろいろ届出等もされていますので、そういった場合、アスベストを含んでいる場合、埼玉県とかそう

いったところも関わってきますので、その辺と連携しながら対応していくようにはなるのかなというふうに考えています。

以上です。

（金澤）次に、46ページ、20款の繰入金のところでございます。当初予算が22億1,885万円、補正で14億6,948万9,000円の減額というところで、収入済額が6億7,102万1,000円という実績です。減債基金が予定どおり3億円計上してありますが、財政調整基金の繰入れ、これが当初15億円あったものが15億円補正でゼロに実際なっているという状況なのですけれども、全体で資金運用等が令和4年度では難しかったのか、その辺はどうだったのですか。

（財政課長）資金運用につきましては、早い段階での借入れというのは令和4年度についてはなかったかと思しますので、その辺りは会計課さんと連携しながらというところで問題はなかったのかなと考えております。

（金澤）ということは、借入れしないで財政調整基金のほうで調整するというような判断で動いてきたということによろしいのですか。

（財政課長）金澤委員のお見込みのとおり、その流れで財政運営ができたのかなと考えております。

以上です。

（金澤）次に、63ページなのですが、これは市債ですね、総務債の鴻巣地区複合施設整備事業債1億3,320万ということで、資金使途については第二庁舎の解体事業というところなのですが、ここで鴻巣地区複合施設整備事業債というものが出てきた。鴻巣地区複合施設、あれっ、これまだ生きているのかなというところを感じたのですが、この鴻巣地区複合施設の整備事業債の残高、今までの、これはここに1億3,320万ってありますが、そのほかにも何か残高あるのですか。記憶にありますか。

（財政課長）今回初めて鴻巣地区複合施設整備事業債ということで借入れをさせていただきまして、旧第二庁舎の解体と工事管理委託料というところで起債をさせていただいた流れになっておりますので、ほかの部分での残額というのは特にございませぬ。実際この金額だけというところ

ろになります。

以上です。

(金澤) そうすると、鴻巣地区複合施設というのではなくて、こういう中央公民館エリアとかその辺のものを調査研究したときの資金というのは当然あるのだけれども、あれは事業債には組み込まなくて、予算だけで済ませてしまったということですか。

(財政課長) そちらのほうは、国のほうの補助金等も活用しながら、一財ベースで賄ってきた形になっております。

以上です。

(金澤) 順番でいきます。次、64、65ページの臨時財政対策債のところでございます。当初予算が6億8,000万、それで補正で1億1,599万6,000円の減額ということで、決算が5億6,400万4,000円ということになります。ご承知のように、臨時財政対策債、これは実質地方債、借金ですね。借入れですよ。という解釈になるわけですが、これは行政の本市の場合でも、あくまでも発行が可能であって、発行しなくてはならないという問題ではないですよ。発行はここまでの間はできるけれども、そこまでは発行することができますよと、借入れすることができますよという問題であるのですけれども、自治体の責任と判断が当然この辺は必要になってくると思うのですが、この臨時財政対策債の主な資金使途、これはどういうものがあつたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(財政課長) 臨時財政対策債につきましては、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行するものになっております。また、財源の区分けとしますと一般財源扱いになります。こちらは地方債ですが、償還額の全額を基準財政需要額に積み上げられ、普通交付税の算定の基礎となっており、将来負担のない借入れとなっております。臨時財政対策債の借入れを行わない場合は、歳入不足を補うために歳出されておりますので、その年の歳入が大きく減少することになります。余談ではありますが、臨時財政対策債は理論算入と言われるもので、実際に借入れを行わなくても基準財政需要額に加算されるものでありま

す。数十年にわたり配分されることになりませんが、借入れを行わない場合は総務省や県に、不足するはずである財源としての地方債であるので、借入れを行わない理由書等を提出するなど、事務が増加する可能性があるという状況になっております。

以上です。

（金澤）今のご答弁ですと、やっぱり使わなくてはまずいという形になるの。使わないと、ペナルティーまではいかないけれども、あんまりよくないという解釈でいいのですか。

（財政課長）金澤委員のお見込みのとおり、発行可能額と言われているものですが、実際財源不足ということで計算されているものなので、実際には借りないとならないという状況にあります。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 4 7 分）



（開議 午後 2 時 0 3 分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（竹田）では、議案の77号の14ページから質問いたします。

通告をしたところを皆さんちょっと御覧いただきたいと思いますが、現年度の滞納繰越分が個人住民税と法人税と固定資産税と軽自動車税と都市計画税があります。それぞれ多分、いわゆる滞納繰越分として税収に入ってきているということは、それなりに収税の努力もしていただいていることだというふうに思います。そういう点からいうと、それぞれのところから出るのか分かりませんが、滞納者数と差押え件数と、それぞれの内容についてお答えいただきたいのと、あと併せて還付未済額があります。その還付未済額が、決算時点ですので、その後の対応について、処理状況についてお答えをいただきたいと思います。

（財務部副部長兼収税対策課長）では、初めに税目別の滞納繰越分の滞納者数、差押えの内容、件数等についてお答えした後に還付未済のほうのお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、個人市民税、滞納繰越分の滞納者数につきましては、普通徴収が1,129人で、特別徴収が185事業者となっております。差押え件数と内容につきましては、所得税還付金が17件、不動産2件、預金369件、保険28件、給与及び賞与85件、自動車、動産3件、出資金1件、その他14件、合計519件となっております。その他の差押えにつきましては、主なものといたしまして年金、売上金であったりとか、外注工事等の債権となっております。

続きまして、法人市民税滞納繰越分の滞納者数につきましては、30事業者となっております。差押え件数と内容につきましては、預金が12件、合計で12件となっております。固定資産税滞納繰越分の滞納者につきましては、542人となっております。差押え件数と内容につきましては、所得税還付金7件、不動産10件、預金184件、保険10件、給与及び賞与35件、出資金1件、その他13件、合計260件となっております。軽自動車税滞納繰越分の滞納者につきましては、334人となっております。差押え件数と内容につきましては、所得税還付金3件、不動産3件、預金105件、保険8件、給与及び賞与35件、自動車、動産3件、出資金1件、その他6件、合計で164件となっております。都市計画税の滞納繰越分の滞納者数、差押え件数と内容につきましては、先ほどお答えしました固定資産税と同様となっております。

続きまして、還付未済につきましてお答えさせていただきます。まず、法人市民税の還付未済額の処理状況でございますが、法人市民税の現年課税分の還付未済額についてはございませんでした。滞納繰越分の還付未済額につきましては、7万100円となっておりますが、令和5年9月6日時点で還付済みとなっております。続きまして、都市計画税の現年課税分の還付未済額につきましては、3万9,317円となっておりますが、令和5年9月6日時点で7,162円となっております。滞納繰越分の還付未済額748円につきましては、令和5年9月6日時点で還付済みとなっております。

以上でございます。

(竹田) 給与とか、生命保険とか、よく調べたなというふうに思うので

すが、これらはどのような調査の下でこの人は財力があるということで、国税とも関連していると思うのですが、ちょっとそこら辺のルートについてお答えをいただきたいと思います。

（財務部副部長兼収税対策課長）給与等の調査につきましては、以前は紙ベースで各金融機関にこの方の口座あるでしょうかという形で調査依頼をかけておりましたが、令和4年度からピピットリンクということで電子照会ができるようになりました。電子照会は、決められたフォーマットに必要事項、名前、住所等入力して、この支店さんに口座ありますかという調査を一斉にかける形になります。今までの紙ベースですと、回答が来るまでに遅いところだと3か月、4か月回答をもらうのに時間かかっていたのですけれども、今回はもう電子対応になりましたので、かなり早く、1か月以内にはもう回答が来るような形になっております。当てずっぽうというとなんですけれども、多分この辺の銀行さんに口座があるであろうという形で調査をかけて、ヒットすればそこからさらにどこの支店にこの方の口座があるということを最終的に特定させていただいております。保険につきましても、通帳のお金の流れを見て、保険の引き落とし等があれば、そこでこの方は何かしらの保険に入っているだろうという形が想像できますので、そしたら大手の生命保険会社のほうにこの方の契約はありませんかという照会のほうをかけさせていただいております。その回答の結果、契約があるということが分かれば、解約返戻金等幾らぐらいになるのか調査をさせていただいて、滞納金がそれで全部お金が回収できるようなものであれば、保険金のほうも差押えの処分をかけております。

以上です。

（竹田）その中で給与とか年金も差押えの対象になっているのですが、給与とか年金というのは暮らしに関わる一番大事な部分なのですが、そこら辺の、どんな状況でその人、滞納したとしても生活は保障しなければならぬわけで、その点での状況をお答えいただきたいと思います。

（財務部副部長兼収税対策課長）預金にしろ、給与、年金にしても、やっぱり生活のベースとなるものでございますので、法に定められた差押

え禁止部分というものがありますので、まずそれを照らし合わせて、回収できる、換価できる金額があるかどうか見ます。中にはもう差押え禁止財産を引くと徴収できる金額が出ないという場合があります。そういった場合は、納税相談に来ていただけるならば、生活困窮されている方が多いので、福祉につないだりとか、福祉協議会とかに連絡、本人に取ってみたらどうですかというご案内のほうはさせてもらっています。その後の処理としましては、差し押えるべきお金、換価するような財産がないということで執行停止処分等も考えて、最終的にもうこれ以上資力が上がらないという判断できましましたらば、その方につきましては執行停止処分のほうをさせていただいて、差押えの処分というのはやらないという滞納処分の流れとなっております。

以上です。

（竹田）分かりました。後々またページで滞納処分品なども収入になっていますので、それらも含めて詳細についてお聞きしたいと思います。続いて、30ページの資産管理課、デジタル田園都市国家構想推進交付金、これはいわゆる公共施設の3D化などを推進したということです。その3D化することによってどのような成果が得られたのかということがまず1点目と、この交付申請に当たっては公共施設のデジタルデータ実装による施設安全対策強化及び民間活力による遊休資産活用実証をすることだったのですけれども、その民間活力による資産の遊休化の部分ではどういうふうなことがこの事業によって進んだのかだけお聞きします。

（資産管理課長）まず、効果についてなのですけれども、こちらに関しては3Dの図面を作成をするということはもちろんなのですけれども、それと一緒にドローンを飛ばして建物の外壁、屋上、そういったところを調査しております。より詳細に人がなかなか見れないところまで確認をして、ひび割れ、欠損とかそういったものがないかを調査しています。そういったことによってこれからの修繕の計画、どうしていったらいいかというような検討資料として使うというような効果を得ています。それと、民間活力の遊休資産活用、これについては、3Dの図面を作成

したことによって、これを一般の方にも見てもらうとか、業者の方であったりとか、そういった方に公開することによって、改修工事であったりとか、利用するに当たってこういった3Dの部屋が見れたりすれば有効な活用が、まだ公開はしていないのですけれども、将来的にはそういったことが可能だというふうに考えています。

以上です。

(竹田) 令和4年度のデジタル田園都市国家構想の審議をするときに、質疑をしたときに、いわゆる遊休資産というので本庁舎の1階のロビーも、広いフロアなので、例えばコンビニか何かも持ってきたらどうかというふうな話もあったのですけれども、そういうことも含めて、まだ公開はしていないというふうなことでしたけれども、実際今マイナンバーカード発行で本庁舎の1階というのは広く使っていますので、遊休資産にはならないというふうに思うのですけれども、あそこの部分というのは今後コンビニなども置くという考え方はまだあるのかどうかだけちょっと確認をしたいと思います。

(資産管理課長) 今の時点ではありません。

(竹田) 一番は、公共施設をいわゆる民間の利益のために使うという本来の発想があるのではないかというふうにちょっと私は懸念をしたものですから、やっているのですが、公共施設が民間のもうけのために使われていくということは本来の地方公共団体としての在り方からいったらちょっと違うかなというふうに思うものですから、あえて聞いているのですが、そういう考え方というのはないですね。市長政策室長にお聞きします。

(市長政策室長) 現段階で具体的な話というのはございませんけれども、ただこれから先、財政的にも厳しくなっていく中で、地域の法人であったり、そういったところの官民連携というのはこれから先図っていく必要というのは必ずあるのかなというふうに考えております。その中で、会社におきましても社会的な部分というのもございますので、貢献度というのもございますので、これからの進む道としては官民連携というのも一つの方法として有力な行財政運営のツールになっていくのかなとい

うふうに考えております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。

続いて、44ページの土地売払収入の中で、ほかの委員からもるる質疑されてきましたけれども、ちょっと確認しておきますが、広田中央土地区画整理事業地内の2区画をこの売払収入でやったということは、いわゆる行政財産から普通財産になったということですよ。土地の区画整理事業で行わないで、あえて資産管理課の土地として売るという手法は、何ゆえにそうなったのかだけちょっと確認をしておきたいと思います。

(資産管理課長) 昔の話で、ちょっと明確ではないかもしれないのですが、もともと川里村か町時代に区画整理の前から土地を持っていたというふうに聞いております。それが区画整理されたことによって生まれた土地が今の公売等に行っている土地になってきているというふうに伺っています。そういった経緯から今の土地が生まれているというふうには聞いています。

以上です。

(竹田) ということは、今広田中央土地区画整理事業が終着に向けて頑張っているのですが、これ以降は先ほども、ほかに売れる土地はないのかというふうに言われてきますが、広田中央土地区画整理事業地内ではないという理解でよいのかどうか、ちょっと確認をします。

(資産管理課長) 今の時点で売れるというものは、ほかには人形町とその5区画といったところになります。

以上です。

(竹田) 分かりました。

あと、旧八幡田の市営住宅の跡、神明の交差点の線路側のところはずっと公売かけているのですが、それはどうなのでしょう。去年も売れなくて、今年もやって、土地の管理で非常に苦労されていると思うのですが、その売却状況はどうなのでしょう。

(資産管理課長) 八幡田の市営住宅跡地は、今のところたしか公売をしたことはないと思います。そういった形で公売に向けて動いていたとい

うのは確かなのですけれども、以前集中豪雨か何か降られたときに近隣の方が床下浸水してしまったというような話を聞いております。そういったことから、あそこの土地について少し、調整池についてはちょっと検討したほうがいいのではないかというようなことから、今の時点ではちょっと保留にしているとあったところです。ただ、あそこのJ Rの敷地との境があって、そこに水路が流れていまして、そこが登記上、表題は起きているのですけれども、公図上ないというような状況になっていると。それについては、J Rと協議しながら、水路の位置を明確にして、公図をはっきり入れて、その敷地境界を確定する作業を今進めてはいます。

以上です。

（竹田）いろいろ調べてみると、市有地だと思っていたけれども、市有地ではなくて、笠原小学校の跡地みたいなものが多分出てくると思うので、資産管理課ではいろいろご苦労あると思いますが、引き続きお願いしたいと思います。

続いて、46ページのICT推進課で、これはパソコンの古くなったものをリサイクル業者に売ったということですが、この古くなったというのは、今までノートパソコンだったのがデスクトップに少しずつ替えてきていますよね。そのことの物品なのかどうか、まず1つ確認するのと、どこまでデスクトップ化されてきたのか、そこだけちょっとお尋ねしたいと思います。

（ICT推進課長）まず、令和4年度に売払いをしたパソコンの内訳というか、もともとの利用用途ですけれども、もともと令和4年5月の総合行政システムの入替えに合わせて、そのシステム用の端末を入れ替えております。6年から7年使用したパソコンになりますので、こちらを入れ替えて、パソコン162台、これを売却したものになります。ですので、ふだん職員が自席で使っているパソコンではなくて、業務用の、システム用の端末になります。

それと、デスクトップ化についてですけれども、今現在職員に貸与しているパソコン、これが7月1日現在の台数になりますが、職員貸与のパ

ソコンが734台を配付しております。このうちデスクトップ化した台数が520台になります。残りの214台がノートパソコンというような状況でございます。

以上です。

（竹田）ということは、デスクトップ化していけば今まで使ったノートパソコンというのを基本的にはどうされるのでしょうか。処分の対象になるのかということも含めてちょっとお尋ねしておきます。

（ICT推進課長）職員貸与パソコンにつきましても、おおむね7年前後、状態を見ながら入替えを行っているわけですけれども、ノートパソコンからデスクトップに買い換えた場合、ノートパソコンは当然不要になるという状況ですが、同じようにリサイクル業者に売却ということを前提に進めております。

（竹田）ごめんね。そうしたら、さっきの520台はもうデスクトップ化されてきているわけだから、ノートパソコンはもっと以前に処分しているということの解釈でいいのかどうか、ちょっとすみません、確認します。

（ICT推進課長）貸与パソコンの購入のサイクルとしまして、毎年大体100台から120台前後を均等になるように入れ替えておりますので、毎年のように売払いが起きております。

以上です。

（竹田）六、七年というと、私なんか10年使っていますので、随分古い人間だと改めて思いましたが。

続いて、46ページのふるさと寄附金です。先ほど資料請求をしたら出していただきまして、ありがとうございます。一生懸命寄附していただいていますけれども、市外への寄附をする方が増えたり、あるいはいろいろの経費等も含めれば1,499万5,812円のマイナスになっているということで、いろいろご苦勞はされていると思うのですが、何人の方が寄附をしていただいて、何人の方が市外へふるさと納税として寄附されているかだけちょっとお尋ねしておきます。

（総合政策課長）まず、ふるさと寄附金の寄附をこちらにさせていただいた方の人数ですが、ちょっと延べという形になるかと思いますが、件数

といたしまして、令和4年におきましては5,880件の寄附の申込みをいただきまして、金額として決算にあります1億1,756万5,000円を受け入れております。

逆に市外に寄附された方というご質問なのですが、こちらにつきましては件数としては把握できておりませんので、こちらの今日ご提供させていただいた資料に書いてある市民税減少額につきましては、市外に寄附された方が寄附金の税額控除を受けた額というところで計算させていただいております、その寄附された方の皆さんの総額として税額控除を適用した額が令和4年度としては約2億8,400万円ほどあったという結果となっております。

以上です。

（竹田）分かりました。

ふるさと寄附金に対する評価なのですけれども、一生懸命寄附してくださっている方が5,880件もおられるということは非常にありがたいのですけれども、外に出す方もいる。かつ経費もやったら1,499万5,812円もマイナスになってしまったと。そういうことの税制というか、どうなのか、ちょっと評価についてお尋ねしておきます。

（総合政策課長）現在の状況といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、本市の市民の方が他市に寄附した分ということで、マイナスの2億8,000万ほど税収が減ってしまっていて流出してしまっている状況にありますので、そこを穴埋めするためには、市としては、まずはもう寄附金の受入れ拡大を目指していかなければならないと考えております。これまでもふるさと納税の事務を委託している業者と連携しながら返礼品の提供事業者の開拓に努めてまいりまして、そのかいあって一応県内のトップクラスの品目としては600品目ほどご用意して、様々なニーズに応えられるように取り組んでおりまして、また先月から、寄附金の申込みはほとんどがインターネット上からの申込みになりますが、これまで民間のサイトを3つから受け入れていたのを先月からさらに2か所増やしまして、受入れの窓口、間口の拡大も図りまして、できるだけ流出分を穴埋め、かつできればプラスにまた転じられるように努力してまいりたい

と考えております。

(竹田) 返礼品の5品目を見ると、例えばもち麦関係とか、でももち麦って、麦とかというのはどこでもやっている。ひな人形とかあるのですが、以前梨などもやっていたのです。農家の方から聞くと、梨も返礼品で使いたいだけけれども、そうすると今度いろいろとジレンマに陥っているのだよというふうにおっしゃっていましたが、梨というのはどのように今位置づけになっていて、返礼品としてはどのくらい活用されているのか伺います。

(総合政策課長) 今お話ありました梨につきましても、本市の返礼品の中でも人気を集めている商品でございます。やっぱり季節物でございますので、通年でのお届けというのができない状況なのですが、一応今日お示ししたのは上位5つということで挙げさせていただいておりますが、果樹関係につきましても、ぎりぎり入らない、昨年度でいいますと610万円ほど寄附のほうを果樹全体で受入れをしております。

以上です。

(竹田) 続いて、50ページと52ページがちょっと関連するのですけれども、先ほど税収の部分で、いわゆる滞納との関係で教えていただきましたが、そのほかに延滞税分が50ページに出ていると思うのです。市税延滞金として出ているのと、それからあとは52ページには滞納処分費というので、多分車なんかも売却の対象としていると思うのですが、その件数と延滞税の利息と件数について、それから延滞処分費はどういうものがあってこの金額になったのか伺います。

(財務部副部長兼収税対策課長) それでは、延滞金の率につきましてお答えします。

納期限から1か月を経過するまでは7.3%、その後につきましては14.6%となっております。平成21年は、納期限から1か月は4.5%、平成22年から平成25年の間は4.3%となりましたが、1か月経過後は14.6%のままでございました。平成26年からは、割合について改正となりまして、平均貸付割合に年1%を加算した延滞金特例基準割合が7.3%未満の場合には、納期限から1か月を経過する日までは延滞金特例基準割合に年1%

を加算した割合、それ以降は延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となり、令和3年はそれぞれ2.5%、8.8%、令和4年及び令和5年は2.4%、8.7%となっております。延滞金の件数につきましては、件数での集計ができないことから、お答えすることができません。

引き続きまして、滞納処分の内訳についてお答えいたします。滞納処分費の内訳につきましては、自宅への搜索のため、玄関のドアの開錠費用として2万900円、インターネット公売における手数料が1万8,128円、不動産鑑定手数料が64万6,800円で、合計68万5,828円となっております。以上です。

(竹田) ということは、以前は14.6%の超高率だという、すごい超金利だったのですけれども、今でも8.7%ということでは、先ほど利息は幾らですかって、0.002%ですというお答えと比べたら非常に高い金利が滞納者には課せられているということですが、質的に悪質な人についてはそのくらいあったとしても仕方がないというふうに思うのですけれども、生活困窮の人に8.7%の利率をかけるというのはちょっといかなものかと私は思うのですけれども、その点からいうと、先ほどおっしゃったように何も資産がない人には生活困窮とかいろいろやっているということを見ると、生活困窮にまで陥らざるを得ない状況だという中で8.7%の高金利というのはどうなのかなと思うのですけれども、今後国は何かもっと低くしていくよとかという情報はあるのかお聞きしておきます。

(財務部副部長兼収税対策課長) 利率につきましては毎年見直しが行われている状況でございます。令和3年と令和4年を比べますと、共に0.1%落ちている形となっております。例年ですと11月ぐらいに翌年度の貸付金利の割合が出ますので、それで利率のほうは年々見直しが進められている状況でございます。来年度どうなるかという情報につきましては、今のところ何も情報ありませんので、まだ分からない状況でございます。

以上です。

(竹田) すみません。約束の30分が終わったのですけれども、お時間があれば、すみません、委員長の裁量の下でちょっと続けてやらせていた

だきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員長) どうぞ。5分。

(竹田) では、続いて62ページです。鴻巣地区複合施設整備事業債について、他の委員も質問していました。これは第二庁舎の解体費用ということでしたが、以前中央公民館エリアの公共施設について検討がされて、中央公民館の部分では駐車場の確保の問題では難しいということで、第二庁舎を、跡地について検討もされたというふうに私は認識しているのですが、鴻巣地区複合施設整備事業債の中にはこうした部分というのは入っているのでしょうか。中央公民館エリアの中央公民館が老朽化してくる下での新たな計画というのはどのようなになっているか、ちょっとお尋ねしておきます。

(財政課長) まず、今回の鴻巣地区複合施設整備事業債の内容は、先ほどもお答えした繰り返しになってしまうのですが、今回は旧第二庁舎の解体工事と工事管理委託料という部分の起債という形になっております。

以上です。

(総合政策課長) 今後という部分についてですが、委員さんおっしゃったとおり、過去に実施いたしました民間活力導入可能性調査におきましては、民間資金による施設の整備というのはいずれのエリアも難しいというような結論に至ったところでございます。現在、本市では道の駅の整備をはじめ大型事業も進んでいる中で、そういう中長期的な財政見通しも踏まえつつ、市全体の公共施設整備における優先度、緊急度、また老朽化が進む他の施設との複合化の可能性なども含めまして、庁内の今現在中央公民館、児童センターの所管課をはじめ、庁内関係各課で今後の可能性について検討を進めていこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

(竹田) 検討をしていこうと考えているということでしたが、以前、中央公民館エリアの中でのシンポジウムとかやって、発表会もやりましたよね。あそこの市民活動センターの映画館のところのAの室でやって、

埼玉りそな銀行の方なんかも参加していただいて、どうぞ融資は使ってくださいという、非常にアピールしていたのをちょっと私覚えているのですが、そこの方々との懇談とかそういうのはあのままで立ち消えになったということの理解でよいのかどうか確認しておきます。

（総合政策課長）過去に委託業務として実施したときには、地域の住民の皆さんですとか自治会長の皆さん、また近隣の学校に通うお子さんですとか、あと民間事業者のヒアリング等も行いまして、いろいろご意見をいただいたところです。その当時は民間活力、民間事業者のお金で施設を整備できるかというところでの検討ということでございましたけれども、そのときいただいたご意見はもちろん市として財産といたしますか、貴重な資料でありますので、今後検討を進めていく上では当然そういった資料も参考にさせていただきますし、また改めて地域の皆さんですとか事業者の皆さんのご意見も伺っていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

（竹田）ということは、この鴻巣地区の複合施設の整備事業債でさっきの解体は行ったけれども、整備事業そのものは当座ないと、5年、10年のスパンではないよという受け止めでいいのかどうかだけ最後確認させていただきます。

（総合政策課長）何年先までないという、そういうところまではっきりは申し上げられませんが、現段階におきましては施設の建設、整備についての計画というものは特にございませんでして、これから検討していくというような状況でございます。

以上です。

（委員長）竹田委員、最後です。

（竹田）すみません。そうしたら、公共施設整備等総合基金について、最後お尋ねをしておきます。

歳入のところの46ページです。公共施設等整備基金繰入金で7,105万2,000円で、令和4年度は繰入れはしたけれども、使われては……ごめんなさい。間違えました。7,105万2,000円が繰り入れられています。この

金の活用予定というのは、今後どのような部分でやっていくのかだけ最後お聞きしておきます。

（資産管理課長）今後の基金の活用については、具体的な計画等はないのですけれども、今後の施設の工事、修理等が必要なときに崩していきながら使っていくということにはなると思います。

以上です。

（竹田）ということは、大きな計画はないけれども、例えば施設が老朽化してトイレなどをきれいにしてほしいという場合はこの基金というのは使えるということの理解でいいのかどうか、最後確認します。

（財政課長）こちらの基金、これまでも小中学校等の施設改修費用に活用させていただいてきたことから、今後においても学校等の施設改修というのはこれからたくさん出てくるかと思しますので、こちらに活用させていただくことになるかと考えております。

以上です。

（中西）決算書は44ページになるのですけれども、18番の財産収入が、決算報告書6ページ、歳入の状況についてによると、令和3年度に比べてマイナス35.6%と大幅に減っているのですけれども、これは土地の売払収入が減ったということによろしいのかお聞かせいただきたいと思えます。

（財政課長）財産収入という大きなくくりでありますので、財政課のほうよりお答えさせていただきます。

財産売払収入の不動産売払収入において、5年度、約7,000万ほど減額となっております。このことが主な原因と考えられます。なお、年度によってこの売払いの状況というのは増減がございますので、令和4年度にはこういう形で発生したような流れになっているかと思えます。

以上です。

（中西）次に、決算書14ページの軽自動車税なのですけれども、決算報告書7ページ、市税の状況についてによりますと、令和3年度に比べて6.5%と大きく増えましたが、その理由をお聞かせください。

（税務課長）軽自動車の登録台数は、令和3年度と4年度を比較すると

163台増加しているため、登録台数の増加により種別割の税額は増加しております。また、環境性能割につきましては、軽自動車を取得したときに課税されますが、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した場合、環境性能割の税率を1%軽減する措置が取られておりました。しかし、令和4年1月1日から取得した場合には軽減措置がなくなり、本来の税率に戻っておりますので、令和3年度と比較すると令和4年度の税額は増加しております。

以上です。

（中西）よく分かりました。

それでは、3つ目に、令和4年度決算報告書の42ページなのですが、（5）財政指標の状況、（6）健全化判断比率の状況を見ますと、健全化判断比率についてはいずれも早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると考えられているとの説明があったのですが、しかしながら財政力指数については0.673と、県内のほかの市に比べても低い状況で、過去5年間を見ても年々下がっているというところで、また経常収支比率については94%と高い数値となっていることから、財政力が弱く、財政が硬直化しているのではないかと受け取れるのですが、市の財政についてどのように分析されているかをお聞かせいただければと思います。

（財政課長）財政力指数は、地方交付税の規定に基づき算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の単純平均で地方公共団体の強さを示す指標として用いられるものです。また、必要とする一般財源に対して制度上現実に収入され得る税収入等がどれだけあるかという指標を示しているものでありますので、財政力指数が高いほど財政力が強いと考えられています。令和3年度の分析ではありますけれども、人口が多い都市部、2次、3次産業就業者の比率が高い都市部ほど総じて財政力指数が高くなる傾向があります。鴻巣市においても、社会福祉費や高齢者保健福祉費といった扶助費の増加により需要額が収入額よりも増加しているため、逆に鴻巣市の場合は数値が低くなっている状況があるかと思えます。また、鴻巣市については、合併特例債を活

用し事業を展開してきたことから、合併特例債の償還分の70%が基準財政需要額に算入されていることから、分母が大きくなる傾向があります。また、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を判断するための指標であります。令和4年度の94.0%について申し上げますと、人件費や社会保障経費、物件費の増加などのため、財政構造の硬直化が進んでいると考えてもおります。しかし、これは鴻巣市が行っている事業について、一般財源を投入して実施しているものが多岐にわたり実施した結果からとも考えております。今後は、新規事業の実施に当たりまして、必要性、実施時期等、より一層の計画的な財政運営を行っていくことが重要であるとも考えております。

以上です。

(中西) そうしますと、鴻巣市としての財政が厳しいのか、大丈夫なのかという、端的にというか、分かりやすくやるとどのような状況になるでしょうか。

(財政課長) 大丈夫なのかどうかというところですがけれども、鴻巣市って先ほどもお話ししたとおり合併特例債を活用して事業を展開してきたことから、先ほどお話しした基準財政需要額というところが大きくなっている状況がございます。今後も合併特例債の償還が終了するまで財政力指数の上昇というのは正直難しいとも考えております。しかし、基準財政収入額と基準財政需要額の差額が交付税として算定されていることから、鴻巣市の財政運営については特段問題ないと思っております。ある意味国からの交付税頼みのところはございますので、今後においても簡単ではないと思われませんが、自主財源に努め、財政運営を行っていく必要があるというのは考えているところです。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日は散会といたします。

また明日9時より会議を開きます。

お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 5 3 分)